

(こども家庭庁長官及び厚生労働大臣が定める要件並びに厚生労働大臣が定める要件の一部改正)

第十二条　こども家庭庁長官及び厚生労働大臣が定める要件並びに厚生労働大臣が定める要件（平成十八年

厚生労働省告示第五百四十六号）の一部を次の表のように改正する。

(傍線部分は改正部分)

改正後	改正前
<p>一 (略)</p> <p>一 重度訪問介護サービス費の注7ただし書及び移動介護加算の注2ただし書の厚生労働大臣が定める要件は、二人の従業者により、<u>重度訪問介護を行うことについて利用者の同意を得ており、かつ、利用者への支援に当たり介護給付費等単位数表の第2の1の注10に規定する指定重度訪問介護事業所等（以下「指定重度訪問介護事業所等」という。）に勤務する熟練した重度訪問介護従業者の同行が必要であると認められる場合であつて、次のイ又はロのいずれかに該当する場合とする。</u></p> <p>イ <u>指定重度訪問介護事業所等が新規に採用した従業者が、区分六（障害支援区分に係る市町村審査会による審査及び判定の基準等に関する命令（平成二十六年厚生労働省令第五号）第一条第七号に掲げる区分六をいう。）の利用者の支援に一年以上従事することが見込まれる場合</u></p> <p>ロ <u>指定重度訪問介護事業所等に勤務する従業者が、当該指定重度訪問介護事業所等において初めて介護給付費等単位数表の第8の1の注1に規定する利用者の支援の度合にある利用者の支援に従事する場合であつて、当該利用者の支援に一年以上従事することが見込まれる場合</u></p>	<p>一 (略)</p> <p>一 重度訪問介護サービス費の注7ただし書及び移動介護加算の注2ただし書の厚生労働大臣が定める要件は、二人の従業者により、<u>重度訪問介護を行うことについて利用者の同意を得ている場合であつて、次のイ及びロのいずれにも該当する場合とする。</u></p> <p>イ <u>介護給付費等単位数表の第2の1の注10に規定する指定重度訪問介護事業所等（以下「指定重度訪問介護事業所等」という。）が新規に採用した従業者が、区分六（障害支援区分に係る市町村審査会による審査及び判定の基準等に関する命令（平成二十六年厚生労働省令第五号）第一条第七号に掲げる区分六をいう。）の利用者の支援に一年以上従事することが見込まれる場合</u></p> <p>ロ <u>当該利用者への支援に熟練した指定重度訪問介護事業所等の従業者の同行が必要であると認められる場合</u></p>